



## 国際熱帯木材機関 (ITTO)

### ITTO フェローシップ・プログラム (フリーザイラー・フェローシップ基金)

#### 募集要項 (インフォメーション・ノート)

#### 目的

国際熱帯木材機関 (ITTO) の戦略的行動計画 (SAP) 2022-2026、気候変動の緩和と適応、ポスト 2020 生物多様性枠組、持続可能な開発目標 (SDGs) 2030 に準じて、熱帯林の持続可能な経営、熱帯木材の効率的な利用と加工、そして熱帯木材の国際に関するより良い経済情報の提供を促進するため、熱帯林業、熱帯木材産業および関連分野において、加盟国の人材開発を行い、専門知識を強化することを目的としています。

#### 奨学金の対象となる活動

- 国際／地域会議、短期トレーニングコース、業界でのトレーニングインターンシップ、研究教育機関、視察、講義／デモンストレーションツアーへの参加
- マニュアルや小論、短編ビデオやドキュメンタリー映像など、技術文書の作成、出版、流通
- 大学院研究のための少額の奨学金

ITTO では短期の活動を優先します。

#### 奨学金

奨学金の最高額は US\$10,000 です。ITTO 奨学金制度は、授業料、トレーニング受講料、会議参加費、交通費、生活手当、書籍手当、その他諸手当を支給します。大学院研究の場合は、授業料の一部あるいは少額の研究費が支給されます。授与された奨学金は他のプログラムや機関に移行できません。

#### 申請資格

- [ITTO 加盟国](#) の国籍保持者のみ申請できます<sup>1</sup>。
- 奨学金は機関に対してではなく、個人に対して授与されます。
- 過去に ITTO 奨学金を受けたことがある個人は、過去の奨学金の対象となった活動の 最終報告書を事務局に提出してから 2 年以内は ITTO 奨学金制度に再度申請できません。

#### 審査

申請は ITTO フェローシップ選考委員会により審査されます。選考委員会は 6 名の審査員で構成され、生産加盟国から 3 名、消費加盟国から 3 名となり、議長は ITTC の副議長が務めます。

#### 締切

完成された応募書類の受領締切は以下の通りです。

#### **2025 年 7 月 28 日 (月) 17 時 00 分 (日本時間)**

- フェローシップ・プログラムの活動の開始時期は **2026 年 1 月 1 日以降**とします<sup>2</sup>。
- 選考委員会による選考の結果は、2025 年 11 月 20 日頃に <http://www.ito.int> に掲載される予定です。

## 優先分野

ITTO 戦略的行動計画 2022-2026 で策定された期待される成果と分野横断的行動に基づいて、奨学金の対象となる活動は、以下の 1 つ以上の分野（順不同）において、人材および専門知識を開発することを目的とします。

- a. 持続可能な森林経営（SFM）と関連貿易を強化し、SFM への資金調達と投資を強化するためのグッドガバナンスと政策枠組みを促進する
- b. 国際貿易や合法的かつ持続可能なサプライチェーンを通じ、国内および地域経済への熱帯林の貢献を拡大する
- c. 熱帯木材生産林における生物多様性の保全と持続可能な利用を強化する
- d. 熱帯林減少と森林劣化を削減し、環境財・サービスの提供を強化する
- e. 熱帯林、林産物市場、貿易に関する情報の質と利用しやすさを改善する
- f. SFM を実施し、持続可能な方法で経営された森林からの森林財・サービスの貿易を増加させるための人的資源の能力を構築し、開発する

## 選考基準

フェローシップへの申請は、以下の選考基準（順不同）に基づいて審査されます。

- a. 提案された活動が本プログラムの目的および優先分野と一致しているか
- b. 提案されたフェローシップの活動を実施する上で、申請者の資格が適切か
- c. フェローシップ活動の下で習得または向上した技能や知識が、国内外に広く応用され、利益をもたらす可能性があるか
- d. 提案されたフェローシップ活動に関連する費用が妥当か

さらに、以下の点も考慮されます。

- a. 地理的およびジェンダーのバランス
- b. ITTO の優先分野間のバランス
- c. 研修で用いられる言語の能力（コース、会議、研修旅行など）※該当する場合のみ

ITTO フェローシップは主に発展途上国の国籍保持者に授与されます。しかし、ITTO は次の場合、消費先進国の国民にも奨学金を授与することがあります：(a)賞の対象となる活動が生産加盟国で実施され、その活動が生産加盟国に利益をもたらす傾向がある場合、および/または、(b)先進国で実施される活動が技術移転される確証がある場合。

## 申請方法

申請はオンライン（[www.itto.int/feature20/](http://www.itto.int/feature20/)）から行うことができ、使用できる言語は英語、フランス語、スペイン語（ITTO の公用語）です。申請書を提出する前に、本応募要項に記載されている情報と申請に関する一般的説明をよくお読みください。ご質問がある場合は、以下より、ITTO 事務局までご連絡ください。

メール: [fellow-application@itto.int](mailto:fellow-application@itto.int)

電話: (81-45) 223-1110

---

<sup>1</sup> 累積した滞納金（フェローシップ申請締切日、すなわち 2025 年 7 月 28 日まで）がある加盟国からの申請はすべて、フェローシップ選考委員会による選考の対象とはなりません。ITTO の管理勘定の状況については、[Status of the Administrative Account](#)を参照のこと。

<sup>2</sup> ただし、それ以前に活動を開始している一部の進行中の博士課程/修士課程を除く。

## 申請に関する一般的説明

申請書類を作成する前に、以下の注意事項をよくご確認ください。

1. 申請はオンライン ([www.itto.int/feature20/](http://www.itto.int/feature20/)) にて行ってください。
2. 所定の締め切り日までに送付された申請書類のみ受け付けます。
3. 申請者は PDF ファイルで下記の申請書類を添付して送ってください。
  - a. スキャナーでコピーした推薦者の署名入り推薦書 2 通（推薦書の書式はオンライン申請のサイトで入手可能）
  - b. 受け入れ機関からの正式な承諾書
  - c. 申請者は以下の証拠書類も提出してください。
    - i. 短期研修コースおよび研修インターンシップの場合：コースの概要と費用が記載された書類
    - ii. 会議参加の場合：会議の概要と参加費が記載された書類、および、会議で論文を発表する場合は論文、抄録もしくは論文
    - iii. 視察および講義／デモンストレーションツアーの場合：訪問計画詳細と主要経費見積書
    - iv. 技術文書作成、出版、普及の場合：技術文書の概要あるいは草稿および出版にかかわる費用と他の主要経費の見積書
    - v. 大学院研究の場合：研究提案書およびプログラムの概要、学費、その他の主要な費用が記載された書類
    - vi. 空路での移動の場合：見積書など航空券代（エコノミークラス）が記載された書類
    - vii. ビザ申請費及び空港税の場合：ビザ申請費及び空港税の金額が記載された書類
    - viii. 陸路での移動の場合：レンタカー料金、都市間の移動距離、電車やバスの料金などが記載された書類
    - ix. フェローシップ活動で使用する言語が母語でない場合：その言語の能力を示す証明書
4. 申請書の内容に不備あるいは虚偽がある場合は審査の対象になりません。
5. 締め切り後に受領された申請書類が次回の審査にまわされることはありません。次（以降）のサイクルでの審査を希望する場合には、新たに申請書類を提出する必要があります。
6. オンライン申請のサイトに掲載されている予算ガイドラインを遵守してください。
7. フェローシップの活動を実施するために 10,000 米ドル以上を必要とする場合、申請書の予算部分に、他の資金源およびその資金源から確保できている金額あるいは現在申請中の金額を記載する必要があります。さらに、その資金源から資金提供を受ける証拠を提出する必要があります、そのような証拠を備えていない申請書類は審査の対象になりません。個人あるいは家族の資金源から資金を調達する場合は納得できる証拠を提出する必要があります。10,000 米ドル以上を要求する活動はフェローシップ選考委員会の厳しい審査を受けることを念頭に置いてください。
8. 審査を通過した場合のみ申請者に結果が通知されます。合格者リストは ITTO ウェブサイト上にて発表されます。
9. オンライン申請のサイトにアクセスできない場合は、フェローシップ・プログラム ([fellow-application@itto.int](mailto:fellow-application@itto.int)) までご連絡ください。

\* \* \*